

令和3年12月24日
関東信越厚生局

保険医の行政処分について

令和3年12月15日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

保険医の登録の取消

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 氏名 | 山口 龍郎 (49歳) |
| (2) 登録取消年月日 | 令和3年12月24日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)
第81条第1号及び第5号 |

【行政処分に至った経緯】

九州厚生局鹿児島事務所に対し、「無診察処方が恒常的に行われている」、「遠方の患者に対し、薬を送っている」及び「受診した本人ではなく、受診した者の母親の被保険者証を使って請求をしていた」旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、山口医師が、上記情報提供を認め、無診察処方及び架空請求が疑われたことから、個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、架空請求による不正な診療報酬請求が強く疑われたことから、指導を中止し、平成29年7月7日、同年8月25日及び同年12月26日に九州厚生局鹿児島事務所及び鹿児島県が共同で監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

- (1) 保険医療機関及び保険医療養担当規則違反

実際には行っていない保険診療を診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。

- (2) 禁錮以上の刑に処せられたこと

保険医である山口医師は、平成31年3月20日、診療報酬の不正請求に係る詐欺罪で鹿児島地方裁判所から、懲役2年、執行猶予4年の判決を受けた。その後、令和元年9月26日、福岡高等裁判所宮崎支部において控訴の棄却が、令和2年2月4日、最高裁判所において上告の棄却が決定され、刑が確定している。

【保険医の不正】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	3件
不正請求額	55,391円

【その他】

保険医の登録が関東信越厚生局茨城事務所の管轄であることから、当局において行政処分を行ったものである。